

## 横浜市難病対策地域協議会運営要領

制定 令和2年9月30日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市難病対策地域協議会設置要綱第7条に基づき、横浜市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）の運営にあたり必要な事項を定めるものとする。

### (会長)

第2条 協議会の運営を円滑に進めることを目的に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第3条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長が不在の時は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (関係者の出席)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第5条 協議会の会議は、原則として、公開とする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項が発生した場合は、協議会で協議する。

### (附則)

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。